

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	障がい者等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

備前市は、障がい者等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

岡山県備前市長

公表日

令和8年7月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい者等に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、国民年金法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、一定の要件を満たし、障がい者に対して行うもの
③システムの名称	1. 障がい者福祉システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい者等に関する事務	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表 第8項、第9項、第20項、第21項、第22項、第51項、第67項、第117項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠)第11項、第14項、第15項、第18項、第20項、第25項、第37項、第42項、第48項、第49項、第53項、第75項、第76項、第77条、第80項、第81項、第91項、第92項、第108項、第113項、第124項、第125項、第141項、第144項、第145項、第155項、第161項、第163項 (情報照会の根拠)第11項、第14項、第15項、第16項、第18項、第19項、第20項、第37項、第41項、第75項、第92項、第93項、第144項、第145項、第146項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	備前市役所 総務部 総務課 〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地 電話 (0869)64-3301
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	備前市役所 保健福祉部 社会福祉課 〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地 電話 (0869)64-1824
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が記載された紙ベースの書類又はデータの取り扱いに際し、職員によるダブルチェックを実施して、適切な監督を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、職員に対し特定個人情報の取扱いに係る研修を実施している。当該研修は、オンラインにより全職員を対象とし、受講修了の確認まで行っている。これらの研修の中で、特定個人情報の取扱いについての知識・理解を深め適切な事務に努めることとしていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属	社会福祉課長 柴垣桂介	社会福祉課長 杉田和也	事後	人事異動
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属	社会福祉課長 杉田和也	社会福祉課長 丸尾勇司	事後	人事異動
平成31年1月1日	IV リスク対策		様式追加	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属	社会福祉課長 丸尾勇司	社会福祉課長 行正英仁	事後	人事異動
令和3年8月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークにおける情報連携 ②	法律第19条第7号	法律第19条第8号	事前	法改正
令和3年8月12日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属	社会福祉課長 行正英仁	社会福祉課長 新庄英明	事後	人事異動
令和4年7月14日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属	社会福祉課長 新庄英明	社会福祉課長	事後	
令和4年7月14日	II しきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年8月8日	II しきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年8月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項別表第一 第11項、第12項、第13項、第14項、第34項、第47項、第84項2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第11条、第12条、第13条、第14条、第25条、第37条、第60条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項別表 第8項、第9項、第20項、第21項、第22項、第51項、第67項、第117項	事後	法改正
令和6年8月30日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)(別表第二における情報提供の根拠)第27項、第28項、第31項、第54項、第55項、第79項(別表第二における情報照会の根拠)第20項、第21項、第22項、第23項、第24項、第25項、第53項、第108項、第109項、第110項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表(情報提供の根拠)第11項、第14項、第15項、第18項、第20項、第25項、第37項、第42項、第48項、第49項、第53項、第75項、第76項、第77条、第80項、第81項、第91項、第92項、第108項、第113項、第124項、第125項、第141項、第144項、第145項、第155項、第161項、第163項(情報照会の根拠)第11項、第14項、第15項、第18項、第19項、第37項、第41項、第75項、第92項、第93項、第144項、第145項、第146項	事後	法改正
令和6年8月30日	II しきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年12月23日	新様式への移行			事前	評価指針の一部改正
令和7年12月23日	II しきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和8年7月9日	II しきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	時点修正
令和8年7月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表(情報提供の根拠)第11項、第14項、第15項、第18項、第20項、第25項、第37項、第42項、第48項、第49項、第53項、第75項、第76項、第77条、第80項、第81項、第91項、第92項、第108項、第113項、第124項、第125項、第141項、第144項、第145項、第155項、第161項、第163項(情報照会の根拠)第11項、第14項、第15項、第18項、第19項、第37項、第41項、第75項、第92項、第93項、第144項、第145項、第146項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表(情報提供の根拠)第11項、第14項、第15項、第18項、第20項、第25項、第37項、第42項、第48項、第49項、第53項、第75項、第76項、第77条、第80項、第81項、第91項、第92項、第108項、第113項、第124項、第125項、第141項、第144項、第145項、第155項、第161項、第163項(情報照会の根拠)第11項、第14項、第15項、第16項、第18項、第19項、第20項、第37項、第41項、第75項、第92項、第93項、第144項、第145項、第146項	事後	見直し・整理